



## 消費者を守る日傘に

副理事長 金沢大学人間社会研究域法学系准教授 村上 裕 むらかみ ひろし

### 男性だって日傘をさしたい

最近、夏場に男性でも日傘を使用する「日傘男子」が増えてきている、という話をご存知でしょうか。かくいう私も、数年前から日傘男子です。夏の直射日光に耐えきれず、ネット通販で晴雨兼用の折りたたみ日傘を買ったのですが、一度使ったら、当然ですが常に日陰に守られている状態なので、それはそれはもう快適で、日傘なしに夏を乗り切るなんて考えられません。なんでこんな素晴らしいものが女性専用のような扱いをされていたんだ、と世の理不尽を恨みました。

「男性が日傘なんて…」  
と思う方もいるかもしれませんが、かく言う私も実際に買うまでは、そうでした。とはいえ、周囲の目を気にしたからといって何かいいことがあるかという、そういうわけでもありません。



たとえば私はスイーツ男子でもあるのですが、「男が甘いものなんて」という目を気にして、ケーキやパフェが食べられないとしたら、それだけでストレスが溜まります。そもそも夏の暑さが、昔と違います。昔と今が違う以上は、昔と同じやり方ではなく、今にあったやり方をする必要があります。ちなみに環境省も2年前から、男女を問わず日傘の使用を呼び掛けています。

### 消費者問題も昔と今とでは

で、ここで(無理やり?)消費者の話につながますが、消費者問題も昔と今とでは違ってきました。例えば日傘の購入で「ネット通販」という言葉が出てきましたが、昔は「通信販売」といえば、テレビショッピングや新聞・雑誌等の広告面を使った通販が主流でした。



ところが今はネット通販が主流で、その中でもとくに化粧品や健康食品などの定期購入が問題となっています。

よくあるのは、動画サイトやゲームアプリ内での広告で商品の内容や効果をテンポ良く説明し、〇〇というサイトのランキングで一位を取ったこともある、数多くの雑誌やSNSでも話題、芸能人の△△さんや専門家もおすすめ、などという宣伝文句が入り、定期で買ってもらう必要があるが気に入らない場合はすぐに解約できる、などと言って購入させようとするものです。ところが実際に購入後に解約しようとする、中々解約できないというトラブルがよく見られます。

### 消費者の日傘に

この問題については当会にも被害情報が寄せられましたが、事業者への申入れ等の対応ではかなり苦労しました。

消費者庁イラスト



というのは、ネット通販・通信販売についての消費者保護のルールが古く、定期購入の問題にきちんと対処できるものではなかったからです。すなわち昔と今では状況が違うのに、ルールが昔のままだったのです。今年6月によりやく法改正がされてルールが変わり、今後は定期購入業者への対応がしやすくなりました。とはいえ法の隙間をかくぐるのが悪質業者ですので油断は禁物です。

日傘が夏の直射日光から身を守るように、わが消費者支援ネットワークいしかわも、消費者を悪質業者から守れるような存在になるよう、関係者一同ががんばりたいと思います。

**申入れの経緯**

消費者支援ネットワークいしかわの専門部会内には、8つの検討グループがあります。私（安藤）が所属しているグループで、コインパーキング（時間貸し駐車場）の約款（規約）等について、申入れができる条項がないか調査することになりました。

いくつかのコインパーキングを見て回り、利用規約を調べたところ、消費者契約法違反（第8条1項2号、同条項4号）の疑いがある看板を見つけ、グループ内で検討しました。

**事業者の調査**

(1)金沢市内に「管理者は、次の事項について、一切責任を負いません。」などという利用規約が記載されているコインパーキングの看板がありました。

その看板には連絡先として、H株式会社（以下H社と表記）が記載されていました。



いらすとや

(2)そこで専門部会で検討し理事会の承認を経て、2019年（令和元年）12月18日、当会としてこの規約に対して、「管理者の故意または過失がある場合を除きます。」などといった文言を付加するよう、規約の変更を求めました。

(3)これに対し、H社からは「弊社は、コインパーキングの機械を設置している事業者であり、上記駐車場の運営はしていない（事業者ではない）」旨の回答がありました。

**規約の変更**

(1)H社は事業者ではないという回答でしたので、駐車場の事業者を特定するため、上記駐車場の登記情報を取得したところ、B氏（個人）が所有者として記載されていました。

(2)ただし、B氏は土地所有者であっても事業者ではない可能性もあることから、2020年7月から2回にわたってB氏に対し、事業者であるかなどを問い合わせました。しかしながら、B氏からは回答がありませんでした。

(3)そこで、2021年9月、当会はB氏が事業者であると判断し、B氏に対し消費者契約法違反（消費者契約法第8条1項2号



（債務不履行の場合の責任の免除）、同項4号（不法行為の場合の責任の免除）を理由として、規約の変更を求める申入れをしました。

(4)同月、B氏から当会に連絡がありました。「駐車場の件ですが、結論としましては、「管理者の故意または過失がある場合を除きます。」という文言を看板に入れました。規約を直したので、公表はしないよう希望します。」という内容でした。私が駐車場まで確認に行ったところ、規約が変更されていました。

(5)2021年11月、当会はB氏に対し、申入れ活動の終了通知をしました。

**H社に対する申入れ**

(1)H社に対する申入れの終了について専門部会で検討したところ、「H社は機械の設置だけに留まらず、モデルとなる利用規約の提供をしている、あるいは直接運営している可能性も捨てきれないのではないか」という意見が出ました。

(2)専門部会の委員が手分けして、H社自身が駐車場を運営しているか調査することとしたところ、H社自身が運営していると思われる駐車場を発見するに至りました。

(3)現在はH社に対して、B氏に対する申入れと同様に規約変更の申入れをしているところです。

**情報提供のお願い**

街なかには、数多くのコインパーキング（時間貸し駐車場）がありますが、今回のような消費者契約法違反である「事業者の責任の一切を免除する」と記載されている利用規約が、少なからずあると思われます。

当会において、消費者契約法などの法令違反がないか検討させていただきますので、そのような駐車場の看板を見かけた際には、情報提供をよろしくをお願いします。

**【駐車場利用規約】**

**変更前**

(管理者の免責)  
管理者は、次の事項について一切責任を負いません。

**変更後**

(管理者の免責) ※管理者の故意または重過失がある場合を除く。  
管理者は、次の事項について一切責任を負いません。

## 弁護士さんに 聞いてみよう

2 ページでコインパーキング（時間貸し駐車場）の利用規約に関する申入れの経過報告を執筆していただいた専門部会の安藤弁護士に、消費者部会のメンバーがさらに詳しくお話を伺いました。

### 駐車場看板のここが問題

尾島：お集まりいただきありがとうございます。原稿を書いてくださった安藤先生に、一般消費者から見て、よくわからないところを解説していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

青海：原稿は、土地所有者であり個人経営者であるB氏と、機器設置者であるH社への申入れに関しての報告になっていますが、ここではコインパーキング看板の文言に絞って意見交換したいと思います。

林：「管理者は、次の事項について、一切責任を負いません。」という利用規約は、「一切」という文言が法律違反なんですか？

安藤：消費者契約法では、事業者の故意または重大な過失による消費者の損害に対する責任の免除は、これを無効としています。

渡邊：まあ、僕らからすると、盗難とか車同士の事故は仕方ないと思います。でも管理者



の落ち度で看板等が落ちてきて、車が傷ついたり怪我をしたりした場合、もし裁判になったら「一切責任を負いません」となっているも、通るんですか？

安藤：消費者契約法では無効になります。僕ら弁護士は、紛争が起きた時に個別具体的に動くのが仕事です。一方で、適格消費者団体はトラブルが起きる前に食い止める、そのために消費者にとって不利益な規約や約款を一つずつ変更してもらうために申入れや差し止め請求をします。その違いがあると認識しています。

林：私たち消費者は、消費者契約法で無効となるなんてことは知りませんから「一切責任を負いません」と書いてあったら



林：普通はあきらめてしまうと思います。だから看板にきちんと書いてもらわないと困りますね。

渡邊：個人事業者のB氏が看板の文言を一から考えるなんて無理だろうし、どこの看板にも似たような文言が書かれているということは、どこかにひな形があるんじゃないのかな？

青海：以前、(一社)日本中古自動車販売協会連合会にモデル約款の見直しの申入れ書を送付したことがありました。コインパーキングの協会ってあるんでしょうか？

安藤：それは一度調べてみる必要がありますね。

### 看板の見やすさも

林：利用規約の看板って駐車場に入ってから見ることになりますよね。駐車場から出るときに精算機の脇に書いてあったりして。

渡邊：料金については、入る前に安いところを探すから、大きく書いてある駐車場が多いよね。夜間は安いが、土日は高いとか。

尾島：「一切」以外に、私達消費者が注目する所って他にもありますか？

安藤：以前、飲食店のテナントが複数入っているビルの駐車場の看板で、店によって割引金額に違いがあって有利誤認しやすいという情報提供がありました。申入れの結果、わかりやすく手直ししてもらった事案がありましたが、これは景品表示法に該当しますね。

林：普段はコインパーキングの看板の文言までは読まないですけど、見るポイントが判れば、私達でも見つけられるかもしれませんね。

尾島：みなさんからの情報提供でコインパーキングの利用規約が、適正でわかりやすい表示になって行くといいですね。



イラストAC

専門部会：安藤俊文

消費者部会：尾島恭子、林貴江、渡邊雅人

事務局：青海万里子



消費者支援ネットワークいしかわでは、昨年度から金沢市の委託を受けて「消費者出前講座」を行っています。講師は消費者部会のメンバーで分担し、新作のプログラムも逐次追加して実施しています。

昨年度は新型コロナ対策でキャンセルや中止になった講座が多くありました。今年度は感染対策をしっかり行いながら、顔を合わせる機会を取り戻したいという熱意とともに多くの依頼が来ています。

## 高齢者向け、見守る方に向けた出前講座

石川県内では今年上半期の時点で、昨年の被害件数 30 件を上回る 47 件、被害総額は昨年の 3.7 倍もの 1 億 700 万円の特殊詐欺被害が起きています。

そこで、高齢の方が集う「地域サロン」などではATMを悪用した還付金詐欺や、コンビニでカードを購入させて電子マネーを搾取



する架空請求詐欺などを紹介する寸劇を多種用意して、公民館の館長さんやお世話をされている民生委員さん達に演じてもらっています。場が盛り上がったところで、新聞に載った直近の被害事例や具体的な手口、電子マネーカードや警察や市が貸し出している通話録音警告機の実物を見せて、リアルに体感してもらうよう心がけています。

悪質商法も、消費生活相談員さんからお聞きしたリフォーム詐欺や訪問購入など県内で多発している事例を紹介すると、「そんな電話、家にもかかってきた」など地域での情報共有が進みます。

また、地域包括ケアセンター主催のケアマネージャー会議や介護ヘルパー研修での講座依頼が増えてきて心強く感じています。高齢者を見守る



立場の方が手口や事例を知っていれば、連鎖的な被害を初期段階で食い止めることができるのではと期待しています。

## 連携による新たなつながり

金沢市役所ではダイバーシティ人権政策課が消費者行政を所管しています。当会が受託している「消費者出前講座」のテーマは、広報広聴課が講師派遣している「かがやき発信講座」ともリンクしており、その関係で障害者相談員研修会の講師として声をかけていただきました。

ご自身も障害を持つ相談員さんが多数おられ、どのような情報ツールであれば届くのか、当事者から直接お聞きすることができました。

## 若者を見守る地域団体向け講座

成年年齢引き下げに伴う中学・高等学校・特別支援学校への授業は石川県から受託している「草の根講師活用事業」で進めており、金沢市の「消費者出前講座」では、地域で子どもや若者を見守る更生保護女性会やまらぐるみ福祉活動協議会などでの講座を引き受けています。



テーマは、成年年齢引き下げに伴って想定される18歳前後の若者のリスク。特殊詐欺で逮捕される受け子や出し子は、多重債務に陥った元被害者やアルバイト感覚の若者が少なからずいるといわれています。地域ではぐれてい子どもや若者に寄り添う人材を育てることは、高齢者も障害者も含めて誰も取り残さない見守り力の高い地域づくりにつながるはず。少しずつ消費者啓発の対象を広げているところです。

## 編集後記

3年ぶりに行動制限のない夏を迎えた2022年。読者の皆様はどのような夏を過ごされましたでしょうか。感染対策に留意して車でお出かけという方もいらっしゃるかもしれません。車で外出したときは目的地近くの駐車場を利用することになるでしょう。でも利用する駐車場の表示がわかりづらかったら困りますね。本号の申入れ紹介は、駐車場の看板についてでした。また、出前講座もさらに充実しています。関心を持たれた方は消費者支援ネットワークいしかわに是非ご連絡ください。一緒に活動していきましょう。

会員・寄付金を募っています。☎076-254-6733

消費者部会長 おじまきようこ  
尾島恭子